

公 告

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、下記の者を京都市交通局公金収納受託者とし、道路運送法第35条に基づき実施する一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に伴い、本市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成17年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

記

- 1 豊中市庄内西町5丁目1番24号
阪急バス株式会社
- 2 京都市南区東九条南石田町5番地
京阪バス株式会社
- 3 東大阪市小阪1丁目7番1号
近鉄バス株式会社

(交通局自動車部営業課)